

平成25年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開会 平成25年3月7日

散会 平成25年3月7日

仁木町議会

平成25年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

-
- ◆日 時 平成25年3月7日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 選挙第1号 議長の選挙
追加第1 副議長の辞職
追加第2 議席の一部変更
追加第3 議長の常任委員会委員の辞任
追加第4 議長の議会運営委員会委員の辞任
追加第5 議会運営委員会委員の選任
追加第6 議長の議会改革特別委員会委員の辞任
追加第7 選挙第2号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
追加第8 選挙第3号 北後志消防組合議会議員の選挙
追加第9 選挙第4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙
日程第6 行政報告
日程第7 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
日程第8 議案第2号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第3号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10 行政と予算案の大綱等 平成25年度仁木町行政と予算案の大綱
平成25年度仁木町教育行政執行方針

平成25年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成25年3月7日 午前 9時30分
散 会 平成25年3月7日 午後 2時44分

議 長 山下敏二 副 議 長 横関一雄

出席議員（7名）

2 番 住吉英子 3 番 嶋田 茂 4 番 宮本幹夫
5 番 大野雅義 7 番 上村智恵子 8 番 横関一雄
9 番 山下敏二

欠席議員（1名）

6 番 林 正一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三浦敏幸	教育委員会委員長	高木 愷一
副 町 長	吉本 潔	教 育 長	角谷 義幸
総 務 課 長	岩井秋男	教 育 次 長	泉谷 享
財 政 課 長	岩佐弘樹	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿内力三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川北 享)
企 画 課 長	鈴木昌裕	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩井秋男)
住 民 課 主 幹	佐藤雅昭	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	土井幸夫		
農 政 課 長	川北 享		
建 設 課 長	林 典克		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜野 崇
議 事 係 長 本多弘一

開 会 午前 9時30分

○副議長（横関一雄）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、7名です。林 正一議員より、欠席する旨の届け出がありました。定足数に達していますので、只今から、平成25年第1回仁木町議会定例会を開会します。

平成25年2月27日、水田 正氏から議員辞職願の提出があり、地方自治法第126条の規定により、2月27日に、これを許可しましたので報告します。地方自治法第106条第1項の規定により、『議長の選挙』が終わるまでの間、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・住吉君及び2番・嶋田君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○副議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日、開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まず、はじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、選挙1件、議案19件、同意1件、報告1件の合計22件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、1人から1件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目、日程第4までは、これまでと同様に進めます。日程第5の選挙につきましては、投票により行います。日程第6、行政報告でございます。日程第7から第9、補正予算につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10、行政と予算案の大綱等、平成25年度仁木町行政と予算案の大綱、平成25年度仁木町教育行政執行方針でございます。1日目はこれまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目、日程第11、一般質問については、上村議員1件でございます。日程第12から第15、平成25年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとして、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成25年度各会計予算特別委員会。委員数は、議長を除く全議員7名でございます。日程第16の条例制定、日程第17から第19の条例改正につきましては、予算に関連する議案のため、それぞれ一括提案説明を受けた後、平成25年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。日程第20から第27、条例制定及び条例改正につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。2日目はこれまでとし、散会とします。

平成25年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。第1日目・3月8日は、正副委員長の互選を行います。2日目・3月11日は、付託議案の説明を行います。3日目・3月13日、4日目・3月14日、5日目・3月18日は、付託議案の質疑を行います。6日目・3月19日は、付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、定例会3日目、日程第28、同意につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第29、報告につきましては、議会改革特別委員会委員長より中間報告を行います。日程第30、委員会の閉会中の継続審査、日程第31、委員会の閉会中の所管事務の調査につきましては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

次に、会期について申し上げます。平成25年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月7日木曜日。会期は、開会が3月7日木曜日、閉会が3月22日金曜日の16日間といたします。なお、3月9日土曜日から3月20日水曜日まで休会といたします。

最後に、その他の事項として、明日、3月8日金曜日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容は、お手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○副議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認め、そのように決定いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日3月7日から3月22日までの16日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月22日までの16日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月9日から20日までの12日間、休会をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、3月9日から20日までの12日間、休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○副議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。

次に、議員の辞職について報告します。水田 正義長から去る2月27日付けで、一身上の都合により議

員を辞職したい旨の申し出がありました。議会閉会中のため、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日、2月27日に、副議長において辞職を許可しましたので報告します。

監査委員から平成24年度の第10回、第11回及び第12回の例月出納検査報告書並びに、平成24年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりでございます。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で、中西代表監査委員からその監査結果について報告をいただくことになっております。

続いて、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の開催状況について報告します。北しりべし廃棄物処理広域連合議会定例会が2月8日に招集され、出席してまいりました。議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告します。後志広域連合議会定例会が、2月25日に招集され、出席してまいりました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、中西代表監査委員から平成24年度第2回定例監査の結果についてご報告いただきます。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）改めまして、おはようございます。それでは、只今から、平成24年度第2回定例監査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

諸般の報告の12ページでございます。まず、第1といたしまして、監査の概要でございます。監査の実施日につきましては、25年2月5日から7日までの3日間ということでございます。

次に、監査の対象でございます。(1)番目としまして、債権の管理について。(2)番目といたしまして、備品の管理状況についての以上2項目でございます。監査の方法、4番目で監査の区分、それぞれ内容を記載しておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、13ページでございます。第2でございます。監査の内容についてでございます。1番目、債権の管理について。(1)監査の目的、(2)債権の概要、14ページにまいりまして、(3)でございます。債権管理における監査の概要について、この報告書に記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、15ページでございます。備品の管理状況についてでございます。まず、(1)番目でございます。監査の目的、それから(2)番目、備品の概要、(3)番目、備品監査の概要について、記載をさせていただいておりますので、詳細につきましては、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、16ページでございます。第3でございます。監査の結果につきましてです。1番目、債権の管理についてでございます。(1)の指摘事項でございますが、これはございませんでした。次に(2)番目、指導事項でございます。1点でございます。仁木町高等学校生徒学資金におきまして、貸付条例施行規則第6条で定める奨学生からの借用証書が提出されておりました。これにつきましては、適切に取り扱う必要があると存じます。次に、(3)番目でございます。検討事項でございます。この項目については、ございませんでした。次にですね、これは指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当してないものがございますが、意見として申し添えさせていただいておりますので、これからお知らせをしてまいりたいと存じます。まず、1点目でございます。住宅使用料、学資金貸付において、連帯保証人の存続、保証能力等について適宜確認していただきたいというふうに存じます。それから、2点目でございます。担当者からの意

見聴取でございますが、コンビニ納入の導入でありますとか、徴収専門部署、それから徴収専門員の導入などについて意見がございますので、今後、調査研究していただきたいと存じます。次に、2番目でございます。備品の管理についてでございます。(1)の指摘事項については、該当事項がございません。次に、(2)番目でございます。指導事項でございます。2点でございます。まず、1点目でございます。一般廃棄物最終処分場に配備しておりました除雪ドーザーを処分する際、起案文書、これは文書管理規程の第6号様式でございますが、で処理をいたしておりました。財務規則第276条に定める不用の決定及び第277条に規定する物品の処分について手続きが行われておりませんでした。この部分については、適切に取り扱う必要があると存じます。次に、2点目でございます。整理番号、分類、修理経過を記入していないもの、修理経過を簿外管理しているものがございました。財務規則別記第163号様式によりがたいものについては、総務課長の定める様式により管理することになっておりますので、所要の手続きを行い、適切に取り扱う必要があるのではないかと存じます。次に、(3)番目でございます。検討事項でございます。まず、1点だけでございます。備品台帳備考欄に、配置場所を追記しているものがありました。管理上有効性が図られますので、共通認識を図っていただき、全庁的な取り組みについて検討をする必要があるのではないかと存じます。本件監査にあたりまして、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、次のとおり意見を申し添えさせていただきたいと存じます。まず、1点目でございます。借受物品の管理につきまして、財務規則では台帳整備等について明確な規定がございません。これらの取り扱いについて調査研究し、共通認識を図っていただいて、取り扱いをしていただきたいというふうに存じます。次に、2点目でございます。故障等により使用不可能となった備品を保管し、処分を検討しているものがありました。これらにつきましては、財務規則の規定に基づいて適切に取り扱っていただきたいというふうに存じます。以上申し上げまして、平成24年度第2回の定例監査報告とさせていただきます。

○副議長（横関一雄）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での第2回定例監査、ご苦労様でした。今後とも、監査委員の服務でありますところの公平不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げ、諸般の報告を終わります。

日程第5 議長の選挙

○副議長（横関一雄）日程第5、選挙第1号『議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場施錠〕

○副議長（横関一雄）只今の出席議員数は、7名です。

次に、立ち会い人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立ち会い人に宮本君及び大野君を指名します。投票用紙を配布します。事務局よろしく願います。

〔投票用紙配布〕

○副議長（横関一雄）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔副議長、投票箱点検〕

○副議長（横関一雄）「異状なし」と認めます。只今から、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次、投票記載所にて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。点呼を命じます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）お名前を呼び上げます。お二人ずつお願いいたします。

1番・住吉議員、2番・嶋田議員、お願い願いたします。3番・宮本議員、4番・大野議員、お願いいたします。5番・山下議員、7番・上村議員、お願いいたします。横関副議長は、議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○副議長（横関一雄）投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。大野議員、宮本議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（横関一雄）選挙の結果を報告します。投票総数7票。これは、先程の出席議員数に符号しております。そのうち、有効投票7票、無効投票0です。有効投票のうち、山下君4票、横関君3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、山下君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場解錠〕

○副議長（横関一雄）只今、議長に当選されました山下君が、議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました山下君から発言を求められておりますので、これを許可します。山下君。

○5番（山下敏二）只今、仁木町議会議長選挙におきまして、議長に推挙いただきました。謹んでお受けをいたします。前任者の残任期間、仁木町議会の円滑な運用と仁木町発展のため、微力ではありますが、全力で取り組んでまいります。どうか議員の皆さんには、特段のご協力を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、受託のご挨拶といたします。どうかよろしく願いをいたします。

○副議長（横関一雄）これで議長の職務は、すべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時30分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、6名です。

副議長 横関一雄君から、副議長の辞職願が提出されております。本件、審議にあたって、横関副議長は除斥となるため、あらかじめ退席を求めています。

お諮りします。『副議長の辞職』を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、『副議長の辞職』を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 副議長の辞職

○議長（山下敏二）追加日程第1『副議長の辞職』を議題とします。事務局に辞職願を朗読させます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）辞職願の朗読をします。平成25年3月7日、仁木町議会議長山下敏二様。仁木町議会副議長横関一雄。辞職願、このたび、一身上の都合により、仁木町議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（山下敏二）朗読が終わりました。これから、横関一雄君の副議長の辞職を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、これを許可することに賛成の方は、起立願います。

〔起立なし〕

○議長（山下敏二）「起立なし」であります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時33分

○議長（山下敏二）再開します。「起立なし」です。したがって、横関一雄君の副議長の辞職は、許可しないことに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前11時09分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

先程の議長選挙結果に伴い、各委員会委員の辞任、選任及び議席に変更が生じます。お諮りします。『議席の一部変更』、『議長の常任委員会委員の辞任』、『議長の議会運営委員会委員の辞任』、『議会運営委員会委員の選任』、『議長の議会改革特別委員会委員の辞任』を、日程にそれぞれ追加し、追加日程第2から追加日程第6として、議題とすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、『議席の一部変更』、『議長の常任委員会委員の辞任』、『議長の議会運営委員会委員の辞任』、『議会運営委員会委員の選任』、『議長の議会改革特別委員会委員の辞任』を、日程にそれぞれ追加し、追加日程第2から追加日程第6として、議題とすることに決定しました。

また、2月27日、水田 正氏の議員辞職に伴い、北しりべし廃棄物処理広域連合、北後志消防組合、北後志衛生施設組合の各議会議員に欠席が生じております。お諮りします。『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』、『北後志消防組合議会議員の選挙』、『北後志衛生施設組合議会議員の選挙』を、日程にそれぞれ追加し、追加日程第7から追加日程第9として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』、『北後志消防組合議会議員の選挙』、『後志衛生施設組合議会議員の選挙』を、日程にそれぞれ追加し、追加日程第7から追加日程第9として、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議席の一部変更

○議長（山下敏二）追加日程第2『議席の一部変更』を行います。議長選挙の結果に伴い、仁木町議会会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配布した議席表のとおりです。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時15分

○副議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は6名です。

追加日程第3 議長の常任委員会委員の辞任

○副議長（横関一雄）追加日程第3『議長の常任委員会委員の辞任』を議題とします。

議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長は、その職責上、どの委員会にも出席して、発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも、議長については辞任を認められているところでもあるため、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。本件、審議にあたって、議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任を、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、『議長の常任委員会委員の辞任』を、許可することに決定しました。

追加日程第4 議長の議会運営委員会委員の辞任

○副議長（横関一雄）追加日程第4、『議長の議会運営委員会の辞任』を議題とします。

議長から、その職責上の理由により、議会運営委員を辞任したい旨の申し出がありました。本件、審議にあたって、議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。お諮りします。議長の議会運営委員会委員の辞任を、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、『議長の議会運営委員会委員の辞任』を、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時18分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（山下敏二）追加日程5『議会運営委員会委員の選任』を行います。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定によりまして、議長より指名します。議会運営委員会委員に嶋田君を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、只今指名した嶋田君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時20分

○副議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、6名です。

追加日程第6 議長の議会改革特別委員会委員の辞任

○副議長（横関一雄）追加日程第6『議長の議会改革特別委員会委員の辞任』を議題とします。

議長から、その職責上の理由により、議会改革特別委員を辞任したい旨の申し出がありました。本件審議にあたって、議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。お諮りします。議長の議会改革特別委員会委員の辞任を、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、議長の議会改革特別委員会委員の辞任を、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時21分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

追加日程第7 選挙第2号

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長（山下敏二）追加日程第7、選挙第2号『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5か町村の議会から各2人の合計21人と規定されておりますが、平成

25年2月27日、水田 正氏の議員辞職に伴い、広域連合議会議員に欠員が生じております。したがって、当議会において被選挙人1人を、規約第8条第1項及び第4項の規定に基づき選挙するものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により、関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、1人の方を指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、私、山下を指名します。お諮りします。只今、議長が指名した、私、山下を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、只今の選挙の結果、私、山下が、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

追加日程第8 選挙第3号 北後志消防組合議会議員の選挙

○議長（山下敏二）追加日程第8、選挙第3号『北後志消防組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されておりますが、平成25年2月27日、水田 正氏の議員辞職に伴い、組合議会議員に欠員が生じております。したがって、当議会において被選挙人1人を、規約第5条第2項及び第6条第3項の規定に基づき選挙するものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北後志

消防組合議会議員に、私、山下を指名します。お諮りします。只今、議長が指名した、私、山下を、北後志消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、只今の選挙の結果、私、山下が、北後志消防組合議会議員に当選しました。

追加日程第9 選挙第4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（山下敏二）追加日程第9、選挙第4号『北後志衛生施設組合議会議員の選挙』を行います。趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されておりますが、平成25年2月27日、水田正氏の議員辞職に伴い、組合議会議員に欠員が生じております。したがって、当議会において被選挙人1人を、規約第5条第2項及び第6条第3項の規定に基づき選挙するものであります。なお、任期につきましては、規約第6条第4項により、前任者の残任期間と規定されております。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北後志衛生施設組合議会議員に、私、山下を指名します。お諮りします。只今、議長が指名した、私、山下を、北後志衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、只今の選挙の結果、私、山下が、北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

日程第6 行政報告

○議長（山下敏二）日程第6『行政報告』を行います。三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議員の皆さん、傍聴者の皆さん、平成25年仁木町議会第1回定例会にご参集を賜り、心から感謝を申し上げます。只今、議長選挙において、山下議員が名誉ある仁木町議会の3度目の議長に当選され、心から祝意を申し上げる次第であります。今後の議会運営におきまして、経験豊かな手腕を発揮されますことをご期待するところでございます。また、各種委員等に選任されました議員各位のご活躍をご祈念する次第であります。

それでは、平成25年第1回仁木町議会定例会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。山下議長はじめ、議員の皆様におかれましては、生業はもとより、議会議員としての公務や各種行事などで日々、何かとご多用のところ、こうしてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。水田前議長におかれましては、過日、町長選挙に立起表明をされ、議員を辞職されております。私といたしましても、これまで機会あるごとに、格別のご指導とご助言をいただいておりますので、一抹の寂しさを感じているところでございます。林議員につきましては、療養中とのことでありまして、1日も早い回復と復帰をされますよう衷心よりお祈り申し上げる次第であります。また、今定例会には、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長の皆様にも、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年12月に執行されました衆議院議員選挙では、3年3か月政権を担った民主党が大敗という国民から厳しい審判を受けたのに対し、自由民主党が政権与党に返り咲き、第二次安倍内閣が誕生いたしました。新政権は、日本の経済再生を最優先課題に位置付け、経済財政諮問会議と日本経済再生本部を司令塔として取り組み、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を三本柱に掲げております。このような状況の中、政府は具体的に円高や長引くデフレから脱却するため、消費者物価の上昇率を2%という目標を設定し、日本銀行との共同声明という形で、大胆な金融緩和政策を打ち出しております。景気浮揚対策としては、経済成長を支援するための法人税、贈与税の減税や、平成26年4月の消費税率の引き上げを控えた対応として、住宅ローン減税の大幅拡充など、暮らしに配慮した減税対策を盛り込む与党税制改革大綱を正式に決定し、次期通常国会において、税制改正関連法案を提出する運びとなっております。更に、景気を下支えするための公共事業を中心に、積極的な財政出動をはじめ、国土強靱化対策として道路橋りょう等の整備、学校の耐震化などを進めていくこととしております。一方、地方自治体を取り巻く環境は景気の低迷による雇用や所得の減少、世代間格差等の拡大、少子高齢化、人口減少などが急激に進む中で、厳しい財政状況を余儀なくされておりますが、私は新政権が真っ先に取り組んでいる経済再生と成長力回復のための政策、その政治姿勢に大きな期待をしているところであります。

さて、一昨年に未曾有の被害をもたらした東日本大震災と、福島原子力発電所の重大事故からあと数日で2年を迎えようとしております。今でも多くの方々が避難生活を余儀なくされており、未だに放射能の飛散が続き、現在もなお危機的な状況が続いている地域も少なくありません。被災された地域の復旧復興がより加速されることを願うばかりであります。

さて、本題に戻りますが、今定例会には、只今、先程議長になる前に山下議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案として、平成24年度一般会計、国保特別会計、簡易水道特別会計の各会計補正予算案3件、条例の制定並びに一部改正議案12件、平成25年度各会計当初予算案4件、計19件の議案と、教育委員会委員の同意案1件、合計で20件を提出いたしております。ご承知のとおり、本年4月には町長選挙が執行されます。したがって、例年であれば町政執行方針として、町政運営にあたる首長としての決意を表明してまいりましたが、本年は骨格予算であります関係から、平成25年度仁木町行政と予算案の大綱という形で取りまとめをいたしました。教育行政執行方針につきましては、例年と同様に、教育委員会において慎重審議し、取りまとめられたものをお手元に配布させていただきました。

また、新年度予算の編成にあたっては、本来であれば、経常的経費を主とする骨格予算としてご審議をいただくことが適当と思うところではありますが、行政の継続性、更には計画事業の推進等もありますこと

から、その必要経費につきまして、当初予算に計上しておりますことをご理解いただきたいと思います。安全・安心で快適な町民生活に係る1年間の経費を積み上げたものでありますので、格別のご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。平成25年第1回仁木町議会定例会の開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに、旧仁木商業高等学校教員住宅の取得に関する件について申し上げます。旧仁木商業高等学校教員住宅につきましては、北海道教育委員会との協議が整いましたことから、今年度購入を予定しておりました北町6丁目地先の日の出5戸、東町3丁目地先の瑞穂1戸の計6戸について、土地の譲与及び建物の売買契約を本年2月19日に締結いたしました。譲与売買にあたりましては、平成21年に北海道教育委員会で決定されております「道立学校校舎等の跡地利用に関する指針（ガイドライン）」に沿ったものであり、旧仁木商業高等学校は、北海道への移管校でありましたので、土地につきましては無償譲与、建物につきましては時価額での譲渡とされていることから、この住宅6戸に係る土地3筆、2058.58㎡の譲与を受けたところであり、建物の譲渡金額は、北海道教育委員会の査定により534万9750円でありました。今後は、町職員住宅として有効に活用し、適切な維持管理に努めてまいります。なお、平成25年度に購入を予定しておりました、東町4丁目地先の住宅7戸につきましては、このうち4戸が現在も北海道において建物に係る起債の償還中であり、譲渡にあたっては繰上償還が条件となりますが、北海道の財政事情により、平成25年度におきましては、繰上償還の財源を措置できず、譲渡は困難な状況となったことから、平成26年度の購入に向け、北海道教育委員会と協議を続けてまいります。

次に、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定について申し上げます。泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的とした泊発電所周辺の安全確認等に関する協定につきましては、昨年12月27日に第3回泊発電所周辺市町村協議会において、地元4町村を除く後志管内16市町村が、その協定内容に合意したことから、1月16日に札幌市で締結式が行われ、私が出席し、調印してまいりました。協定の主な内容は、①連絡会など設置、②環境放射線の測定、③平常時における報告、④異常時における連絡、⑤立入調査の同行、⑥損害の賠償となっております。今後におきましては、16市町村長、北海道副知事及び北海道電力株式会社副社長を委員とし、毎年1回開催される連絡会議や、連絡会の円滑な運営に資するため原子力防災担当課長等で構成される幹事会により、国、北海道及び北海道電力株式会社に対し、なお一層の安全対策を強く要請してまいります。

次に、平成24年度水稲育苗・花卉ハウス導入事業の実施結果について申し上げます。町は厳しい気象条件下にあっても安定的な農業生産が可能となるよう、平成22年度から平成23年度まで野菜ハウス導入に対する助成を実施し、平成24年度からは2か年事業として水稲育苗・花卉ハウス導入に対し、野菜ハウス導入事業と同様に事業費の3分の1以内の助成を行うこととしております。このたび、事業主体であります新おたる農業協同組合から、平成24年度事業の実施報告の提出がありましたので報告いたします。申請件数は13件で、申請面積が計5499㎡、申請棟数が20棟となり、総事業費は968万8802円であり、町の補助金交付決定額は322万3000円であります。

次に、平成24年度農業者戸別所得補償制度の実施状況について申し上げます。農業者戸別所得補償制度は、「食」と「地域」の再生に向けて販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に、平成23年4月から実施されております。新おたる農協管内地域農業再

生協議会が取りまとめた平成24年度農業者戸別所得補償制度の12月末現在における本町の実施状況について報告いたします。米の所得補償交付金につきましては、実施戸数が92戸、実施面積が445畝で、交付金は6678万9000円でありました。次に、水田活用の所得補償交付金につきましては、実施戸数が142戸、実施面積が187畝で、交付金は4574万5485円でありました。次に、数量面積払による交付金につきましては、実施戸数が28戸で、交付金は952万4910円となり、交付金の総合計額は1億2205万9395円でありました。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業について申し上げます。本事業は、国の平成24年度一般会計の経済危機対応地域活性化予備費を活用し、農業体質強化のための畦畔除去等による各拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設更新などの農業水利施設の整備に対しまして、支援を受けられるものであります。本町では、平成23年度の同事業の取りまとめが緊急かつ短期間で行われたため、要望があったものの募集期限に間に合わず、対象とならなかった水田の区画拡大9件、これは面積1905畝、事業費で1905万円。暗渠排水1件、面積180畝、事業費270万円を今回要望し、事業実施に向けて事務手続を進めております。なお、平成23年度の同事業につきましては、平成24年度への繰越明許により、水田の各拡大3件、面積340畝、事業費340万円が既に完了しております。本年度におきましても、昨年同様、平成25年度への予算の繰越により実施する予定であり、今定例会に農業体質強化基盤整備促進事業補助金を一般会計補正予算に計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、ぎんれい36B棟、ほたる4建設工事の完成について申し上げます。ぎんれい36B棟・ほたる4建設工事につきましては、平成21年度策定の「仁木町住宅マスタープラン」に基づきまして、本年度、公営住宅16戸、1LDK5戸、2LDK7戸、3LDK4戸、特定公共賃貸住宅4戸、2LDK2戸、3LDK2戸の計20戸の建設工事及びB棟・ほたる4に附帯する道路、歩道、駐車場等の外構工事を契約工期の2月28日に完成しております。入居関係につきましては、住替者を対象とした入居者説明会をはじめ、銀山・長沢・尾根内地域の住民の方々を対象とした建物見学会を開催いたしまして、22名の方に見学をいただいたところであります。また、住替対象者の6名の入居する住戸及び駐車場の位置につきましては、本年1月21日開催の第2回入居者説明会において決定をしております。一般公募用となりました公営住宅10戸、1LDK5戸、2LDK3戸、3LDK2戸及び特定公共賃貸住宅4戸、2LDK2戸、3LDK2戸につきましては、2月14日から25日までの間で公募、町内会の回覧、更には町ホームページで掲載を行いまして、12名の方から入居申込みがありましたので、3月6日開催の町営住宅入居者選考委員会において入居申込者の選考を行い、入居者を決定いたしました。なお、公営住宅16戸につきましては、全戸入居者が決定しておりますが、特定公共賃貸住宅4戸中3LDK2戸への申し込みがない状況となっております。また、入居開始につきましては、住替対象者は3月16日、一般公募者は3月23日からとしております。来年度につきましては、桜ヶ丘団地5棟20戸の解体工事を予定してございまして、平成22年度から事業実施しております銀山中央団地建替事業が終了することとなります。今後につきましても、「仁木町住宅マスタープラン」及び「仁木町町営住宅等長寿命化計画」に基づきまして、住環境の整備に努めてまいります。

次に、仁木町統合簡易水道事業の進捗状況について申し上げます。平成24年度仁木町統合簡易水道事業につきましては、仁木地区北星線配水管布設工事及び仁木地区配水管布設工事は、新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体が、北町2丁目地先の町道北星線道路用地内に延長310m、直径50mm～40mmの配水管布設及び西町地内の国道5号道路用地内に延長1801m、直径150mmの配水管布設工事を実施し、

契約工期内の1月30日及び2月15日に完成しております。銀山地区配水管布設工事は、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体が、銀山浄水場から銀山1丁目地内の道道仁木赤井川線、町道銀山中央線及び銀山停車場線道路用地内に延長2639m、直径150mm～40mmの配水管布設を終え、契約工期の3月15日には完成する予定であります。銀山地区銀山駅下配水管布設工事は、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体が、町道銀山駅車線道路用地内に延長335m、直径40mmの配水管布設工事を実施し、契約工期内の1月30日に完成しております。銀山地区尾根内送配水管布設工事は、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体が、尾根内浄水場から尾根内配水池までの延長1272m、直径75mmの送水管布設及び尾根内配水池から町道上尾根内線、道道仁木赤井川線及び町道尾根内裏線の道路用地内に延長2859m、直径150mm～40mmの配水管布設を終え、契約工期の3月15日には完成する予定であります。銀山地区長沢2号線配水管布設工事は、町道長沢2号線道路用地内に延長134m、直径40mmの配水管布設工事を実施し、契約工期内の平成24年12月11日に完成しております。銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事は、オルガノ北海道株式会社が、尾根内浄水場、尾根内配水池、銀山中継ポンプ場及び銀山浄水場の機器製作・搬入・据付が終わり、機械設備機器の試運転調整を実施しており、契約工期の3月15日には完成する予定であります。銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事は、道富士・木村電気経常建設共同企業体が、尾根内浄水場、尾根内配水池、銀山中継ポンプ場及び銀山浄水場の機器製作・搬入・据付が終わり、電気計装設備機器の試運転調整を実施しており、契約工期の3月15日には完成する予定であります。銀山地区銀山中継ポンプ場築造工事は、中村建設株式会社が、延べ面積30㎡、コンクリートブロック造り平屋建ての建築が終わり、契約工期内の平成24年12月28日に完成しております。銀山地区尾根内配水池築造工事は、赤石建設株式会社が、延べ面積147㎡、鉄筋コンクリート造り地上1階、地下2階建ての建築が終わり、契約工期の3月15日には完成する予定であります。仁木地区給水管切替及び消火栓設置工事は、新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体が、契約工期内の2月15日に完成しております。銀山地区給水管切替及び消火栓設置工事は、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体が、給水管の切替及び消火栓設置が終わり、契約工期の3月15日には完成する予定であります。尾根内配水池フェンス設置工事につきましては、赤石建設株式会社が契約工期内の1月30日に完成しております。なお、尾根内浄水場及び尾根内配水池等につきましては、4月に供用を開始いたしますので、地域住民の方々を対象としました各施設の見学会の開催を3月下旬頃に予定しております。今後につきましても、町民の皆様に、安全・安心な水道用水の供給を図ってまいります。行政報告は以上であります。別途お手元には、旧仁木商業高等学校教員住宅譲与・売買物件一覧、平成24年度事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業のもの、更には、同じく平成24年度事業発注状況表でございますが、これは契約金額が100万円未満の事業のものでございます。これらを配布しておりますので、後程ご高覧願いたいと存じます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）お疲れ様です。教育行政報告をする前に、まず、山下議長、議長就任、誠におめでとうございます。山下新体制になられましても、引き続き仁木町教育行政に対する議員各位の特段のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年第1回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、平成24年度全国中学校スキー大会について申し上げます。平成25年2月2日から6日まで、

富山県・立山山麓スキー場を会場に、全国中学校スキー大会アルペン競技が開催されました。その大会に、北海道中学校スキー大会女子回転競技、この大会は1月13日、富良野スキー場で開催された大会であります。この大会で3位に入賞した仁木中学校3年生の山北鮎夏さんが、北海道代表として女子回転競技に出場し、見事6位入賞という好成績を収めました。山北さんは、3年連続で同大会に出場しており、昨年は同種目で9位の成績でありました。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。昨年度から指定管理者となりました株式会社北海道名販代表取締役 元田英樹氏が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今シーズンの運営は、昨年12月23日に全コースをオープンして、リフト運行が開始されました。今シーズンも学校授業などの利用が終了したことにより、2月22日以降、平日は午後からの営業とし、事故もなく3月3日をもって営業を終了しております。この間、2月9日に町民スポーツスキー大会（32名参加）、2月23日にフルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会（40名参加）が開催され、町内外から多くの子どもたちが参加しております。今シーズンの利用状況につきましては、リフト利用者の延べ輸送人員が6万690人、前年度は6万3685人でありました。リフト券売上金額は463万1800円、昨年度は487万7270円、との報告を指定管理者より受けております。利用者及びリフト券売上金額の減少した要因といたしましては、近年のスキー人口の減少と、2月、3月の低気圧により、土・日が悪天候になったためと考えられます。今後は、利用者の増加を目指し、魅力あるスキー場づくりに向け、指定管理者とイベント等の企画を検討協議するとともに、安全確保を第一に、事故のない安全なスキー場として、安全管理体制の保持についても、指定管理者と協議連携を重ねてまいります。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

日程第7 議案第1号

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山下敏二）日程第7、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の補正を謳っておりまして、歳入歳出それぞれ8707万2000円を追加いたしまして、予算の総額を34億7850万1000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。第3条は、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補

正によるものでございます。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第1号『平成24年度一般会計補正予算（第5号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計8707万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を34億7850万1000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 議会費から3ページの13款. 諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計8707万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を34億7850万1000円とするものでございます。

次に4ページ、第2表 繰越明許費でございます。上段の農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、先程の行政報告にもありましたとおり、国の平成24年度経済危機対応地域活性化予備費を活用した事業で、水田の区画拡大及び暗渠排水等の助成事業でございます。10名2085戸の事業要望に対し、2175万円を助成するものでございます。下段の建設等機械整備事業雪寒機械につきましては、国の平成24年度補正予算を活用した事業で、3480万円の事業費でございます。なお、本事業は今般の緊急経済対策に盛り込まれた地域の元気臨時交付金の算定対象事業となる見込みでございます。この2つの事業につきましては、平成24年度内に支出を終了することが不可能であるため、平成25年度に予算を繰り越して使用するものでございます。

次に、5ページでございます。第3表 地方債補正、1. 追加につきましては、8事業に係る地方債の追加でございます。下から2行目の除雪機械整備事業につきましては、先程説明した繰越明許費に係る過疎債で1690万円でございます。それ以外の7事業につきましては、国の平成24年度補正予算に係る地方債計画の増額改定により、過疎債ソフト限度額超分、つまり限度額を超えた分として新たに充当されることになった事業で、計4080万円でございます。以上、8事業分合計で5770万円を新たに追加するものでございます。

次に6ページ、2. 変更でございます。上から4つ目までの事業につきましては、入札による事業費の減に伴う、起債限度額の減でございます。最下段のフルーツパークにき管理委託事業につきましては、先程の地方債補正追加同様、過疎債ソフト限度額超分として、新たに充当可能となった570万円を増額し、限度額を2930万円とするものでございます。以上により過疎債ソフト分としましては、合計4650万円増の1億260万円となったところでございます。

次に、7ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に8ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金3441万9000円、地方債3710万円、その他財源129万円、一般財源1426万3000円がそれぞれ増額となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 町税、1項. 町民税、1目. 個人

につきましては、収入見込みの増により612万円を追加するものでございます。現年課税分の増につきましては、給与所得及び農業所得の増によるものでございます。2目、法人税につきましても、収入見込みの増により145万3000円を追加するものでございます。現年課税分の増につきましては、税割額及び法人数の増によるものでございます。2項、1目、固定資産税につきましても、収入見込みの増により416万3000円を追加するものでございます。現年課税分の増につきましては、償却資産の増によるものでございます。3項、1目、軽自動車税につきましても、収入見込みの増により19万円を追加するものでございます。4項、1目、市町村たばこ税につきましても、収入見込みの増により92万1000円を追加するものでございます。

次に10ページ、13款、使用料及び手数料、2項、手数料につきましても、収入見込みの増により4万3000円を追加するものでございます。

次に11ページ、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、1節、重度心身障害者負担金が、障害児通所給付費の増に伴う18万8000円の追加、5節、児童手当負担金は、支給対象者減に伴う312万8000円の減により、計294万円を減額するものでございます。2項、国庫補助金、3目、土木費国庫補助金につきましては、雪寒機械購入に係る社会資本整備総合交付金1780万円の追加で、4ページで説明した繰越明許費の財源の一部となるものでございます。5目、農林水産業費補助金につきましては、目を新設した上で、新たに農業体質強化基盤整備促進事業補助金2175万円を計上してございます。こちら先程説明した繰越明許費の財源でございます。

次に12ページ、15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金につきましては、5節、重度心身障害者負担金及び7節、児童手当負担金ともに、民生費国庫負担金の補正と同様の理由により、計46万2000円を減額するものでございます。2項、道補助金、1目、総務費補助金につきましては、ぬくもり灯油助成事業実施に伴う地域づくり総合交付金50万円の追加でございます。2目、民生費補助金につきましては、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業に係る補助金9万8000円の追加、延長保育促進事業補助金につきましては、利用人数が道の実施要件を満たさなかったため228万5000円全額を減額、合わせて218万7000円を減額するものでございます。4目、農林水産業費補助金につきましては、農業委員会活動推進事業交付金の交付基準変更により6000円を減額するものでございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金3万6000円の減額につきましては、すべて額の確定によるものでございます。

次に13ページ、17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、前回定例会での補正以降、新たに4件114万円の寄附がございましたので、これを追加してございます。

次に14ページ、20款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、それぞれ額の確定により、合わせて152万3000円を追加するものでございます。

次に、15ページから16ページに記載しております21款、1項、町債につきましては、5ページ及び6ページの第3表 地方債補正で説明した分で、合計3710万円を追加するものでございます。

続きまして、17ページ、歳出でございます。1款、1項、1目、議会費6万6000円の減額につきましては、執行残でございます。

次に18ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費68万8000円の減額につきましては、9節、旅費から19ページの19節、負担金補助及び交付金まで、すべて執行残及び支出見込みの減によるものでございます。

次に20ページ、2目、交通安全推進費につきましては、7節、賃金は支出見込みの減、11節、需用費は電気料の増により7万4000円を追加、27節、公課費は執行残により1万1000円を減額するものでございます。4目、財産管理費につきましては、重油単価の上昇により燃料費67万6000円を追加するものでございます。5目、企画費につきましては、額の確定による執行残40万8000円を減額するものでございます。

21ページ、9目、ふるさとづくり事業費につきましては、一般寄附金114万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項、徴税費、2目、賦課徴収費につきましては、執行残4万9000円を減額するものでございます。

22ページにまいりまして、5項、統計調査費につきましても、それぞれ執行残、合わせて1万2000円を減額するものでございます。

次に23ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、ぬくもり灯油助成事業を新たに実施することとし、340万円を追加してございます。2目、老人福祉費につきましては、後志広域連合負担金88万2000円の追加で、介護給付費町村負担金及び介護保険事務費負担金の増によるものでございます。3目、老人福祉施設費及び4目、心身障害者特別対策費につきましては、それぞれ財源内訳の変更でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、児童手当支給対象者の減に伴う支出見込みの減により、373万5000円を減額するものでございます。2目、乳幼児等医療費及び3目、母子福祉費につきましては、それぞれ財源内訳の変更でございます。

次に24ページ、4目、保育所費、13節、委託料につきましては、在籍児童数が20名を超えなかったことにより、指定管理料の加配保育士分190万6000円を減額、19節、負担金補助及び交付金につきましては、延長保育促進事業補助金の実施要件を満たさなかったため、事業を取りやめたことにより342万9000円を減額するものでございます。

次に25ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては、1目、保健衛生総務費が、国民健康保険事業特別会計の歳入不足分を繰り出すもので3768万6000円の追加、5目、上水道費は、簡易水道事業特別会計繰出金を444万3000円減額するものでございます。

次に26ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費25万円の減額につきましては、7節、賃金から次のページ上段の27節、公課費まで、すべて執行残及び支出見込みの減によるものでございます。3目、農業振興費、11節、需用費5万2000円の減額につきましては、執行残でございます。19節、負担金補助及び交付金のうち、水稻育苗・花卉ハウス導入事業補助金につきましては、執行残77万7000円を減額、水田地帯畦塗り機導入事業につきましては新規事業で、保水力の落ちた畦の復旧等を図るため、大江地区及び銀山地区に各1台、計2台の導入に係る経費の2分の1を補助するもので、90万円を新たに計上し、合わせて12万3000円を追加するものでございます。4目、農用地開発事業費につきましては、土地改良区負担金として、余市ダムの施設修繕費の増等による58万2000円の追加、及び農業体質強化基盤整備促進事業補助金につきましては、4ページの繰越明許費で説明した事業でございまして2175万円の追加、合わせて2233万2000円を追加するものでございます。

次のページ、28ページにまいりまして、7目、農用地再編開発事業費につきましては、執行残1万1000円を減額するものでございます。

次に29ページ、7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましても、執行残68万6000円を減額するものでございます。

次に30ページ、8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては、それぞれ執行残計15万4000円を減額するものでございます。2目．土木機械管理費につきましては、12節．役務費が執行残11万6000円の減額、次のページにまいりまして、18節．備品購入費につきましては、4ページの繰越明許費で説明した事業でございまして3480万円の追加、合わせて3468万4000円を追加するものでございます。2項．道路橋りょう費、2目．道路維持費につきましては、11節．需用費1万1000円の減は執行残、19節．負担金補助及び交付金の私道除排雪補助金は、補助件数の増により1万5000円を追加、合わせて4000円を追加するものでございます。3目．道路新設改良費につきましては、委託料及び2事業の工事請負費の執行残、計1872万7000円を減額するものでございます。

32ページ中段にまいりまして、4目．橋りょう維持費につきましては、財源内訳の変更でございます。4項．住宅費、2目．住宅建設費につきましては、委託料の執行残1万6000円を減額するものでございます。

次に33ページ、9款．1項．消防費1427万8000円の減額につきましては、1目．消防費が1413万9000円の減、これは高規格救急車車両本体が寄附されたことにより、北後志消防組合負担金が減額となったものでございます。2目．水防費6万4000円及び3目．災害対策費7万5000円は、執行残及び支出見込みの減によるものでございます。

次に、34ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費21万2000円の減額につきましては、すべて執行残でございます。2項．小学校費、1目．学校管理費、8節．報償費につきましては、執行残11万9000円の減額、35ページにまいりまして、11節．需用費のうち消耗品は執行残による減額、燃料費が重油単価上昇に伴う追加で、合わせて44万1000円を追加、12節．役務費につきましては、執行残11万7000円の減額、次のページ、36ページに移りまして、14節．使用料及び賃借料も執行残4万8000円の減額でございます。2目．教育振興費につきましては、執行残及び支出見込みの減により、57万円を減額するものでございます。3項．中学校費、1目．学校管理費、8節．報償費につきましては、執行残4万1000円の減額、37ページにまいりまして、11節．需用費は消耗品が執行残による減額、燃料費の重油単価上昇に伴う追加で、合わせて1万7000円を追加、12節．役務費につきましては、郵便料1万7000円の追加以外は、執行残による減額で、計23万4000円の減額、次のページ、38ページにまいりまして、14節．使用料及び賃借料も執行残18万2000円の減額、2目．教育振興費につきましては、執行残及び支出見込みの減により56万3000円を減額するものでございます。4項．社会教育費、次のページに移りまして、39ページから40ページまでの1目．社会教育総務費につきましても、執行残及び支出見込みの減により58万4000円を減額するものでございます。

続きまして、41ページ、5項．保健体育費、1目．保健体育総務費10万4000円の減額につきましては執行残、3目．学校給食費につきましては、執行残及び支出見込みの減により30万4000円を減額するものでございます。

次に42ページ、12款．1項．公債費、1目．元金につきましては、将来の公債費負担の軽減、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を目的として、繰上償還を行うものでございます。今回、繰上償還を行う町債は、利率1.87%の平成16年度臨財債の未償還元金2087万5000円でございます。

次に43ページ、13款．諸支出金、1項．基金費、2目．減債基金費につきましては、予算調整により1676万7000円を積み立てるものでございます。

45ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）31ページの雪寒機械なんですけれども、これは本来、来年度に予定していたものを、国の補正予算の、この元気臨時交付金が出ることによって、これ今年度にとということなんですか。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）雪寒機械の購入ですけども、当初ですね、過疎計画では、平成25年度に計画しておりましたけども、国の補正予算の関係で、前倒しで24年度にですね、購入するということで、今回予算をですね、計上しております。以上であります。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この交付金というのは、全額というか、出る交付金なんですか。どの程度、町の持ち出しというか、内容、公債の内容を教えてくださいんですけども。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）現在のところですね、元気交付金がですね、まだ確定しておりませんので、社会整備交付金ですか、それはですね、補助対象の3分の2がですね、補助金でありまして、その残りがですね、過疎債ですか、それが、過疎債を残りの1670万、起債で借入できるということでもあります。以上であります。

○議長（山下敏二）他に質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。27ページの農林水産事業の中で、畦塗り機械導入補助金90万とありますけども、これは、どこにどういうふうにして管理しているのか、銀山に1台、大江1台とありますけども、これは個人でやっているんですか、それとも組合組織にやっているのか、JAがやっているのか、その辺の回答をよろしくお願いします。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）管理しているのは、JA傘下の組織であります大江農業生産組合と銀山地区農業生産組合であります。以上です。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）だいたい、これ生産組合はわかりましたけども、だいたい戸数はどのくらい所属しているのか。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）大江農業生産組合が15戸、それと銀山農業生産組合が66戸となっております。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）66戸と15戸、これ大江の15戸というのは、15軒というのは、面積ちょっとわかりませんが、両方ともですね、これ大江の15戸で1台、銀山の66戸で1台ということは、面積的にいって間に合うのか、間に合わないのか。それとも軒数はこれだけはあるんですけども、実際は何戸の農家で使う予定でいるのか。ちょっと戸数でいくとですね、かなり銀山と大江と開きがありますけれども、果たしてこの中で、平均的に何戸くらいがこの機械をですね、使用するのか。皆さん使うのであれば、当然これ銀山

1台というのは間に合わないと思うんですけども、その辺どういう対処の仕方をしているんですか。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）私のちょっと言い方が悪くて、大江は19戸であります。それで面積的にいいますと大江が19戸で50畝、それと銀山が65戸で69畝となっておりますので、面積的に考えて1台、1台ということになっております。それと利用の関係ですけども、一応入っている19戸、66戸について、利用したいということで、要望が上がっております。

○議長（山下敏二）他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号

平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山下敏二）日程第8、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3768万6000円を追加いたしまして、予算の総額を2億8473万8000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額3768万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億8473万8000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額3768万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億8473万8000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源が3768万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、後志広域連合負担金の分賦金不足額3768万6000円を繰り入れるものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金は、医療費等の大幅な増に伴う後志広域連合負担金の分賦金不足額3768万6000円を追加するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山下敏二）日程第9、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ8926万8000円を減額いたしまして、予算の総額を8億9339万円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第3号『平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計8926万8000円を減額し、補正後の歳入合計額を8億9339万円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額8926万8000円を減額し、補正後の歳出合計額を8億9339万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更につきましては、統合簡易水道事業仁木・銀山地区の事業費確定による変更でございます。起債限度額を5090万円減額いたしまして、補正後の限度額を4億1390万円とするものでございます。

続きまして、5ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が3392万5000円の減、地方債が5090万円の減、一般財源が444万3000円の減となっております。

次に7ページ、歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金につきましては、統合簡易水道事業仁木・銀山地区の事業費確定に伴い、3392万5000円を減額するものでございます。

次に8ページ、3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、444万3000円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおりでございます。

次に11ページ、歳出でございます。2款、1項、施設費、2目、施設整備事業費につきましては、13節、委託料から次のページ、22節、補償補填及び賠償金まで、すべて執行残、計8883万3000円を減額するものでございます。3目、配水管移設事業費につきましても、執行残43万5000円を減額するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 1時40分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

日程第10 行政と予算の大綱等

○議長（山下敏二）日程第10、行政と予算案の大綱等。『平成25年度仁木町行政と予算案の大綱』、『平成25年度仁木町教育行政執行方針』を、議題とします。

はじめに、『平成25年度仁木町行政と予算案の大綱』について、発言を許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『平成25年度仁木町行政と予算案の大綱』。〔I〕町政執行について。平成25年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成25年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。

はじめに、私は、平成13年5月、町民との対話・情報の共有・町民参画・協働・公平公正、透明でガラス張りの行政運営を基本理念に掲げ、町政の執行を担わせていただき、以来、3期12年、その実現に努力してまいりました。町民皆様の大きな期待や要望のすべてには、お応えすることはできませんでしたが、首長の責務として、町の振興発展、福祉の向上、安全安心の確保など、いつも町民皆様の幸せづくりを第一に考え、行動してまいりました。この間、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、平成25年度仁木町一般会計をはじめ3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくにあたり、本年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。

わが国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、足下では貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等、閉塞感は深刻さを増しております。新政権は、こうした危機に立ち向かい、これを突破するためには、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」によって、これまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むことを基本としております。これを踏まえ、国の平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取り組みに重点的な配分を行うことを基本方針とし、一般会計の総額は92兆6115億円、前年度当初予算比2兆2776億円、2.5%増と当初予算段階では前年度を上回っております。歳入では、税収が43兆960億円、同7500億円、1.8%増となり、3年連続で40兆円を超えております。新規国債の発行額は42兆8510億円、同1兆3930億円、3.1%減となり、過去3年間続いた公債金が税収を上回るという状態を脱し、税収が公債金を上回る状態に回復しております。プライマリーバランス、これにつきましては、基礎的財政収支の改善を図るなど、財政健全化目標に向けた第一歩を踏み出した予算となっておりますが、公債依存度は46.3%と依然として高い水準を維持しております。国債残高も増え続け、平成25年度末には750兆円程度に達する見通しで、国の財政が深刻な状態

にあるのは変わりありません。歳出では、国債費を除いた基礎的財政収支対象経費が70兆3700億円で、同1兆9803億円、2.9%増、そのうち社会保障関係費は29兆1224億円、同2兆7323億円、10.4%増、一方、3年連続で大幅に削減された公共事業費は5兆2853億円、同7119億円、15.6%増と増額されております。また、平成25年度地方財政対策のうち、地方財政計画の歳入・歳出規模は81兆9100億円、同453億円、0.1%増となり、公債費を除く政策的経費である一般歳出は66兆4200億円、同333億円、0.1%減となっております。地方交付税につきましては、地方自治体に配分する出口ベースで17兆624億円、同3921億円、2.2%減と、6年ぶりの減額、これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は、59兆7526億円、同1285億円、0.2%増と、前年度と同水準が確保されております。

町の財政について申し上げますと、町では財政の健全化に向けて「仁木町行財政構造改革プラン（平成20年度～平成23年度）」（以下、行革プランという）に基づき行財政改革を推進してきた結果、予想を上回る成果を上げることができました。これは、町民と行政が一体となって将来の仁木町のために取り組んだ結果であると考えております。実質単年度収支は、各年度とも黒字となり、行革プラン終了後の平成24年度においても黒字が見込まれるなど、財政の健全化が図られた結果として表れております。しかし、本町の財政力を判断する財政力指数や経常収支比率などは、依然として厳しい状況にあることから、今後におきましても、町民と行政が一体となって、将来の仁木町を考えた行財政改革を進めていかなければなりません。町民の皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。一般会計の歳入では、町税は、町民税・固定資産税など合わせて2億6704万1000円で、その他の財源と合わせても自主財源は4億2790万円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の約62%を地方交付税に依存する状況です。自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼします。平成25年度予算は、骨格予算として編成しており、収支の均衡を図っておりますが、今後も将来に向け、持続可能な健全財政の構築を目指していかなければならないものと考えております。

〔Ⅱ〕平成25年度の予算規模について。一般会計、総額28億7567万7000円、前年度対比3億7505万7000円、11.5%の減。国民健康保険事業特別会計、総額2億6452万6000円、前年度対比3132万5000円、13.4%の増。簡易水道事業特別会計、総額6億1429万4000円、前年度対比3億7440万3000円、37.9%の減。後期高齢者医療特別会計、総額6173万6000円、前年度対比62万5000円、1.0%の増。4会計予算の合計は、総額38億1623万3000円となり、前年度対比で7億1751万円、15.8%の減となっております。

〔Ⅲ〕平成25年度の施策について。安心～だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～。少子高齢化や核家族化の進行など、社会構造の大きな変化やライフスタイル等価値感が多様化する中で、高齢者介護における老老介護や、高齢者の孤立死が発生するなど、高齢者や障がい者が自立し社会参加することの難しさや、子どもをめぐる福祉の課題の多様化等、度重なる制度の改革が進められております。

町民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が家庭や地域の中でいきいきと自立した安心のある生活が送れるよう、共に支え、共に生きる福祉社会、ノーマライゼーションの実現に努めてまいります。障がい者への福祉サービスは、平成25年4月から施行される障害者総合支援法に基づき、全国一律の障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた支援事業を市町村が提供することとなっております。障がいのある方が地域で自立した日常生活ができるよう、北後志地区5町村の広域相談支援を行う「北しりべし相談支援センター」を活用し、障がいを抱える人たちの相談業務や家庭訪問等、必要な支援を実施

してまいります。

社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、通常保育に加え、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施や障がいのある児童の保育にも取り組むなど、保育サービスの充実に取り組んでおります。また、本年度も一時的に養育を必要とする児童を、安心して預けることができる「仁木町子育て支援短期利用事業」を、児童養護施設櫻ヶ丘学園の協力を得て実施してまいります。

大江、銀山へき地保育所の運営管理につきましては、昨年度に引き続き各へき地保育所父母会を指定管理者として、へき地保育所としての特性を生かし、指定管理者との意思疎通を図りながら必要な保育サービスを提供してまいります。

保育奨励金の支給により、保育環境の充実を図る「子育て支援推進事業」や働く親の仕事と子育ての両立を支援する「放課後児童健全育成事業」につきましても、「仁木放課後児童クラブ」と「銀山放課後児童クラブ」を開設し、今年も引き続き実施してまいります。

仁木町高齢者福祉施設「いきいき88」につきましては、昨年度に引き続き指定管理者となっています。東京美装北海道株式会社が管理運営を行い、然別生活館は然別町内会が、銀山老人憩の家は銀山さわやか福祉NPOが引き続き指定管理者となり、効率的な運営による経費の節減と住民サービスの向上を図ってまいります。

介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を推進することを掲げております。また、認知症支援策の充実、新しいサービスの創設、地域包括支援センターの機能強化など、住み慣れた地域での高齢者の自立した生活を支援する方向が一層明らかに示されております。これまでの取り組みを継続しながら、この「地域包括ケアの実現」を後志広域連合と連携し、検討してまいります。生きがいデイサービス、地域支援事業及び生活支援事業につきましては、町単独のサービスであり、社会福祉協議会及び関係団体との連携を図りながら、積極的に推進してまいります。地域包括支援センターでは、「ふまねっと運動」健康運動指導士による介護予防講習会を行い、閉じこもり予防教室なども引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある健康づくり高齢者の把握に努め、運動機能、口腔機能の向上、栄養改善、認知・うつ・閉じこもりなどの予防対策を推進してまいります。新予防給付事業では、介護認定により要支援1又は2の認定を受けた被保険者の介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成して、要介護状態へと悪化しないよう日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。

町では、町民の皆様や関係機関と協働でまちづくりに取り組んでおります。この取組を推進していくためには、町民の皆様の健康が何よりも大切であり、いつまでも健康であることこそ、町の最大の財産です。また、住み慣れた町でいつまでも明るく・楽しく・元気よく暮らしたいと思うのは共通の願いでもあります。

町民の皆様が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることができるよう、平成23年3月に策定いたしました「第2期仁木町健康づくり計画」に基づき、各世代別に生活習慣病予防に視点を置いて事業を推進しているところであります。健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のため、各種がん検診等を実施するとともに、

健康教育・栄養指導による町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、妊婦健康診査、乳幼児健診、母子栄養食品の支給を実施するとともに、離乳食教室、母親学級、すくすく広場、訪問活動を引き続き実施してまいります。予防事業では、予防接種法に基づくBCGや三種混合など乳幼児の各種予防接種のほか、満1歳以上を対象としたインフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌や高齢者肺炎球菌のワクチン接種に対する助成を引き続き実施してまいります。

北海道医療給付事業であります「重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児」の各医療給付につきましては、北海道の医療給付制度に町単独給付の上乗せをし、昨年度と同様に実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら、皆様の健康を支えてまいります。また、国民健康保険税の改正につきましては、昨年度は大幅な医療費の伸びによりまして税の不足を招き、約8100万円を一般会計から繰り入れたところであります。本年度におきましても医療費の伸びが予測され、税率改正を行わないと仮定した場合、約6200万円の一般会計繰入が必要となります。特別会計は、会計内で収支を賄うのが原則であります。一度に不足分の6200万円を増税することは被保険者の皆様に大きな負担を強いることになるため、本年度は2分の1の3100万円を増額いたしたく、税率の改正を行うものであります。今後も国民健康保険財政の健全化に向け、税率等の改正を検討してまいります。極力低所得者の方々に負担がかからないよう配慮してまいります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受ける制度です。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、昨年引き続き被保険者の健康増進を支援する短期人間ドック事業を、北海道後期高齢者医療広域連合の助成を受け実施してまいります。

町民の皆様が安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図るとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の確保に努めてまいります。

町民皆様の生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害の防止と事故や急病から被災者を救助し、地域社会における安全確保のための消防・救急・防災業務は、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携強化の下、実施してまいります。仁木支署職員は、救急救命士有資格者5名を含む15名体制となっており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院での実習などに引き続き参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして行うドクターヘリの運用も、引き続き実施してまいります。

消防・防災の通信費手段は、町内全域を網羅する同報系の消防団緊急伝達システムにより情報伝達を迅速に行い、災害の予防や被害軽減に努めてまいります。また、災害時等における町から町民の皆様への情報伝達手段として、防災行政無線を整備するため実施設計を行ってまいります。消防救急無線のデジタル化につきましては、北後志消防組合本部において事業を実施し、平成24年度で完了することとなりましたので、大規模災害時の広域的活動等に対応することが可能となります。

消防車両の状況につきましては、昨年度に更新いたしました高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型ポンプ付積載車は仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内の各地区に各1台配備しております。本年度につきましては、昭和62年に購入し、老朽化が著しい然別地区の積載車を更

新するとともに、耐震性貯水槽を大江及び長沢地区に各1基の建設を予算化しており、消防体制の維持強化を図ってまいります。

地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団、定員105名につきましては、平成25年2月1日現在の団員数が男性84名、女性16名の合計100名の実員体制となっております。少子高齢化や社会構造の変化に伴い、全国的に充足率が減少し、国を挙げて消防団員確保の運動が行われていることから、仁木消防団におきましても、団員の確保が図れるよう支援してまいります。また、消防団と仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて演習などの機会を通じ、消防団員の技能の向上に努めるとともに、高齢者等の要援護者の台帳作成や個別支援計画の策定を継続し、地域支援者の選定などにより、災害時の対応に万全を期してまいります。水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられた場合の防災対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。

東日本大震災による原発事故を受け、国が原子力発電所から30km圏内の自治体を緊急防護措置区域（UPZ）とする方針を決定し、本町もこの区域内となりました。平成25年1月10日には、北海道地域防災計画が改定されましたので、国や北海道の動向に合せ、引き続き原子力防災計画等に関わる地域防災計画の見直しを行うとともに、発電機や暖房器具などの防災資機材の購入や食料の備蓄を行ってまいります。また、平成24年度において、北海道が国の交付金を受け、モニタリングポストと呼ばれる大気中の放射線の量を24時間測定する装置を、役場庁舎裏側のゲートボール場横及び銀山地区の町営住宅隣接地の計2か所に設置したことにより、本年度から本格運用がされますので、町ホームページや広報にき等でお知らせしてまいります。

昨年度初めて行った「仁木町地域防災訓練」と「北海道原子力防災訓練」につきましては、引き続き取り組むこととし、町民皆様の防災意識の高揚や防災対策に関する理解を促進してまいりますとともに、今後とも国、北海道及び周辺自治体との連携を図りながら、原子力災害を含めた防災体制を進めてまいります。

交通事故のない社会は、町民全員の願いではありますが、近年の車社会の進展や超高齢化社会を迎え、交通事故の増加も懸念されますことから、より効果的な交通安全対策の推進が求められております。平成19年5月27日から続いておりました「交通死亡事故ゼロの日」は、昨年3月28日、北町地区で発生いたしました死亡事故により1767日でストップいたしました。昨年1年間における本町での人身事故は、発生件数が14件、前年10件、死者数1人、同0人、負傷者数23人、同14人と大幅に増加している状況にあります。今後におきましては、「第9次仁木町交通安全計画（平成23年度～平成27年度）」に基づき、関係機関と連携を密にし、交通事故の根絶に向けて、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には交通安全施設の整備充実に努めてまいります。また、将来を担う子どもたちを悲惨な交通事故から守るとともに、保護者の経済的負担を軽減することを目的に制定いたしました仁木町チャイルドシート購入助成事業につきましては、平成24年度までの事業としておりましたが、引き続き、仁木町チャイルドシート助成金交付要綱を制定し、本年度から平成27年度までの3か年事業として助成を行ってまいります。

潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～。町民の皆様が安心して暮らせる、快適で潤いのある生活環

境整備は行政の基本であり、町民の誰もが願っているところであります。道路整備事業につきましては、町道北裏環状線改良舗装工事（延長143m）、町道北栄3号線測量設計委託業務（延長74m）を実施してまいります。また、橋梁補修事業につきましては、月見橋橋脚補修工事及び長沢橋補修工事調査設計委託業務を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、本年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り及び道路の補修等を実施してまいります。なお、本年度より町道の排水が側溝等により接続しています私有排水路の浚渫作業に対しまして、掘削機械借上料相当額の5割を報償金として交付してまいります。

除雪事業につきましては、町民皆様の冬季間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長91km（車道129路線、歩道9路線）を全面委託業務により実施してまいります。また、個人が管理する私有道路等の除排雪につきましても、生活道路の確保のため、除排雪を対象に補助金を交付してまいります。

河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

住宅環境整備につきましては、平成21年度策定の「仁木町住宅マスタープラン」に基づき、本年度は、桜ヶ丘団地解体工事（5棟20戸）及び大江団地改善事業実施設計委託業務（トイレ水洗化、浴室ユニットバス化等）を実施してまいります。

仁木町統合簡易水道事業につきましては、毎日の暮らしを支える生活水の早期整備を目指して、平成13年度に新規水利権を取得し、水道事業拡張変更認可を経て、平成14年度から事業着手しております。平成20年3月には、新然別浄水場が完成し、然別・砥の川・旭台地区に給水を開始、更に平成21年6月からは仁木地区に、平成22年8月からは大江地区に給水を開始しております。なお、長沢、尾根内地区及び銀山地区高台につきましては、今年4月に尾根内浄水場の供用を開始して、給水開始いたします。本年度工事につきましては、南町国道5号線沿い及び東町地区等の水道未給水地域の解消に向け、配水管の布設（延長1万495m）を実施してまいります。漏水対策につきましては、本年度の目標値であります有収率76%を目指して、漏水量を減少させるため仁木地区の漏水調査を行い、町民の皆様に、安全・安心な水道水の供給を図ってまいります。

現在、本町のし尿及び合併浄化槽の汚泥処理は、5町村で構成している北後志衛生施設組合で行っておりますが、町民の皆様が、より快適で衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全のため、生活排水処理の整備が必要となっております。平成23年度に「仁木町生活排水処理基本計画」を策定し、これを基に議員の皆様と種々協議を重ねているところでありますが、本年度も更に議員皆様と協議を重ね、合併処理浄化槽に係る町民アンケート調査を行ってまいります。

町民のライフスタイルや消費意識の変化に伴い、各家庭から出される一般廃棄物は多様化し、今後ごみの減量化と再資源化の適正な処理、環境への負荷の軽減及び資源の有効活用の推進が必要とされております。この問題解決のために、ごみの3R、発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を進め、町民皆様の一層のご協力をいただくため、よりわかりやすい「ごみ分別マニュアル」の改訂を行い、分別の更なる徹底を図ってまいります。特に資源ごみにつきましては、便利なペットボトルやプラスチック製品の使用が多くなっておりますが、町民の皆様のご理解とご協力により、年々ごみの排出量は減少しており、更なるごみの減量化を推進してまいります。粗大ごみの収集につきましては、町のクリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も2回（6月・10月を予定）の収集事業を

実施し、環境衛生の向上に努めてまいります。既存埋立地の隣接地に昨年新設いたしました、仁木町第2期一般廃棄物最終処分場（仁木町クリーンセンター）につきましては、平成39年度までを計画埋立期間とし、平成24年10月から供用を開始しておりますが、より長く埋立が可能となるよう、ごみの減量化に努めてまいります。

情報化の推進につきましては、町民皆様の利便性向上と行政の効率化のための電子自治体化を引き続き推進するとともに、平成23年7月にデジタル放送へ完全移行となりましたテレビ放送につきましても、新たな難視聴が発生した場合は、関係機関と協議しながら解消に努めてまいります。

また、公共交通の確保に関しましては、町民皆様の日々の生活に直結する重要な課題であります。尾根内・余市間を運行する生活バスは、通学、通院や買い物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠となっており、バス事業者に対しての経費の助成を行い、路線を維持するとともに、更なる一層の効率的かつ合理的な運行を求めてまいります。

活力～豊かで活力あるまちづくり～。昨年の本町農業は、冬期間の記録的な低温、春先の低温・早魃、夏から秋にかけての高温などの異常気象により、水稻を除く果樹や野菜などの作物は全般的にやや不良となり、収量及び販売額とも減収となりました。生産者の皆様には、生育の不安による心労など、並々ならぬご苦労が伺え、改めて自然と向き合う農業の厳しさを強く認識したところであります。本町の主要作物であります水稻につきましては、作況指数は前年を2ポイント上回る106となりましたが、同じく主要作物であります桜桃につきましては、収量は平年の7割程度にとどまりました。しかし、平成22年度に大発生いたしました灰星病は、平成23年度及び昨年度実施いたしました消石灰散布の効果により、発生はほとんど見られませんでした。また、同じく主要作物のトマトにつきましては、お盆時期の供給過剰や高温の影響により、販売額は前年より2割程度下回りましたが、高い収益性と日本有数の産地としての地位は確保しているものと考えております。町といたしましては、厳しい気象条件下においても、安定的な農業生産が可能となるよう、特に、果樹開花期の低温対策、夏季間の高温対策につきましては、今後、生産者、新おたる農業協同組合と一体となって検討してまいります。一方、国は「攻めの農林水産業」を実現するため、農産物の輸出拡大対策・経営多角化、農業農村整備事業の復元、経営所得安定対策、戸別所得補償制度であります、の堅持を3本柱に据え、農産物輸出対策や新規就農支援などの強化を目指しております。また、国際的な焦点であります環太平洋経済連携協定（TPP）につきましては、「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、交渉には参加しない」と明言しておりますが、私は、TPPへの参加は農業だけではなく、地域の崩壊に繋がるおそれがあると考え、断じて認めることはできません。

こうした変革の波が押し寄せる中であって、守るべきものをしっかりと見極めつつ、一方で変革を巧みに先取りしていくことで、次の時代の踏み出す力を育んでいかなければならないものと考えております。本町の農業は、果樹、水稻、野菜を主要作物として農業生産を展開してまいりましたが、農業経営の安定化や農業所得の向上を図るため、「果樹+野菜」と「水稻+野菜」を中心とした農業形態を更に推進する必要があります。今後とも安全・安心で良質な食料の安定的な生産をするとともに、次の時代の担い手が夢と希望を持てるような、持続可能な力強い農業を育てるための政策を展開してまいります。

水稻育苗・花卉ハウス導入事業につきましては、昨年度及び本年度の2か年事業として、補助基準は3棟以内、面積換算で10㍍以内、補助率は3分の1以内とし、引き続き実施いたします。桜桃結実促進事業につきましては、昨年度から平成28年度までの5か年事業として、桜桃の結実促進のための「まめこばち」

の導入経費に対し3分の1以内で助成を行います。また、地力増進対策事業、農業用廃プラスチック等適正処理推進事業、ブランド産地確立事業、災害対策利子補給事業につきましても、昨年度に引き続き助成を行ってまいります。農業者の高齢化や後継者不足が深刻な状況の中で、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、安定的な農業経営を目指して、意欲と能力のある担い手の確保及び育成が急務となっております。国が進める「青年新規就農者の倍増（毎年2万人）に向けて」と連携し、町、農業委員会、新おたる農業協同組合が一体となって、新規就農者の確保及び育成を図ってまいります。昨年7月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための鳥獣被害防止特措法に基づく、「仁木町鳥獣被害防止計画」を策定したことにより、鳥獣被害対策実施隊の設置が可能となりましたので、本年度から仁木町鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会仁木支部や関係機関と一体となって、ヒグマやシカなど有害鳥獣の駆除を実施し、農業被害の防止に努めてまいります。また、山間部に出没するヒグマ対策につきましては、電気柵を設置することで被害が減少し効果が上がっておりますので、引き続きヒグマ出没の情報のあった農家に対し、無償貸出を行ってまいります。余市川土地改良区の事業に対する助成につきましては、農業用施設の維持管理に対する助成であり、頭首工、用水機、用水路の幹線・支線の補修などの事業費に対して、5年間（平成22年度～26年度）の助成を行ってまいります。

農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。地域や農業者が夢を持てる農業・農村づくりに農業委員会をはじめ、農業関係者の皆様の知恵と行動力を結集し、本年度から2年間、北海道から農業専門職の職員派遣を受け、本町農業の更なる振興に取り組んでまいります。

わが国の景気は、一部に持ち直しに向けた動きが見られますが、依然として厳しい状況にあります。道内景気も一部に上向きの兆しがあるものの厳しい状況にあり、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっています商工会に対する助成も、継続して行ってまいります。

北海道の積雪寒冷地域が有する特殊性から冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者の雇用の安定化と通年雇用の促進に向けて、平成19年8月に設立された北後志通年雇用促進支援事業協議会の事業による求人開拓と就職促進の取組を進めてまいります。

企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例に基づき、町有地等の有効活用も視野に入れ、企業誘致を進めてまいります。観光農業の拠点施設である「フルーツパークにき」は、平成13年7月のオープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設として重要な役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るとともに、本年度におきましても冬期間の運営を休止してまいります。

町の二大イベントであります「さくらんぼフェスティバル」と「うまいもんじゃ祭り」に対する助成を、引き続き実施してまいります。本年度につきましては、「さくらんぼフェスティバル」が第30回の節目にあたるので、ラジオの公開番組の実施や事前放送による宣伝活動を行うとともに、平成5年に制定されました仁木町観光協会が20周年を迎えることに併せ、「うまいもんじゃ祭り」において記念事業を行うための経費を助成してまいります。また、観光PRなどの観光振興事業や観光協会に対する助成も継続して行ってまいります。

スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場としての「ふれあい遊トピア公園」体育施設は、町民の皆様をはじめ、多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を図ってまいります。

北海道観光の人気の高い東アジア地域に対しましては、北しりべし定住自立圏による取り組みや国際交流団体等との協力を通じて、観光客の誘致に向け、観光協会と連携を図りながら取り組んでまいります。

協働～持続可能な行財政運営と協働のまちづくり～。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化による人口減少が続いている中、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難な状況下にありますことから、地方分権型社会に対応した広域行政を推進していくためにも、今後も周辺市町村との役割分担を明確にしながら、相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた取り組みに努めてまいります。

心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会をはじめ各種ボランティアグループとの連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくため、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されます。広報紙や町ホームページによります行政情報の発信や、まちづくり出前講座などによります広聴機能の充実を図り、行政情報の共有化に努めてまいります。

〔IV〕むすび。以上、平成25年度の行政と予算案の大綱について申し述べさせていただきました。本来であれば、経常的経費を主とした骨格予算としてご審議をいただくことが適当と思うところではありますが、行政の継続性、更には計画事業の推進等もありますことから、その必要経費につきまして、当初予算に計上させていただいておりますことをご理解いただきたいと存じます。

私に残された任期は、あと2か月余りとなりましたが、町民の皆様が「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にすまちなち」を実感できる町づくり推進のため、職員とともに全力を尽くす決意であります。町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、仁木町行政と予算案の大綱を朗読させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）次に、『平成25年度仁木町教育行政執行方針』について、発言を許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）『平成25年度仁木町教育行政執行方針』。平成25年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

平成24年度は、中学校においては新学習指導要領に基づく教育課程全面実施の年でありました。12月の衆議院議員選挙では政権交代が果たされ、国レベルでの大きな転機の年でもありました。そうした中で、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成24年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。すべての町民が「果実とやすらぎの里」の主人公として、お互いに関わり合いながら心豊かに学び続ける生涯学習環境の充実を図るとともに、未来を拓く子どもたちを、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力しながら、社会全体で育てていくことができる「協働」による教育行政を推進してまいります。平成25年度の教育行政の執行方針を策定するにあたり、第5期仁木町総合計画に定める「学び

～心豊かに学び育むまちづくり」に向け、「学校教育」と「社会教育」の2つの分野について、9つの重点とその推進のための取り組みの方向と具体的な施策を定めました。それらについてご説明申し上げますので、皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、学校教育について申し上げます。生きる力を育てる新しい教育課程は、平成24年度から中学校においても全面実施となりました。本町の学校教育は、ここ数年充実が図られてきておりますが、円滑な学校運営を基盤にしながら、防災教育も含めてすべての分野で一層の充実を図ってまいります。そのためにも、学校教育推進の重点の一つ目を「確かな学力の向上」といたしました。取り組みの第1は、学習指導要領の趣旨を十分に理解し、「新しい教育課程への確信」を深めることであります。教師の指導力を高め、児童生徒の学ぶ意欲と力を育て、その成果を目に見える形で示すことが大切であります。学校としての方針・具体的な取り組みとその成果などを積極的に保護者に説明し、新しい教育課程を検証することにより、確信を深めることが重要であります。学校の教育計画は、学校と家庭・地域との連携によって大きな成果が生まれます。仁木・銀山の両中学校で行われている武道の授業では、本年度も引き続き仁木剣道連盟との連携によって進めてまいります。取り組みの第2は、学力の向上につながる「学ぶ喜びの拡がり」をつくり出すことであります。全国学力学習状況調査に本年度も引き続き参加し、課題と改善への方策を明らかにすることで、学力向上への取り組みを進めてまいります。また、すべての小中学校とも児童生徒数が少ないという条件を生かし、きめ細かな指導の充実や、地域の自然環境の活用、地域の人々との協働による学びの充実、ICT（情報推進技術）による学習の充実、保育園（所）、小学校及び中学校における連携の促進など、学ぶ喜びを拡充する取り組みを一層進めてまいります。更に朝読書の定着や外国語活動の充実、北海道教育委員会の学生ボランティア学習サポート事業を活用した学ぶ意欲と自信を育てる補充的な学習、家庭学習の習慣化などの取り組みによってフォローアップを図ってまいります。また、本年度も引き続き学力向上支援員を町独自の予算で配置し、複数の教師が協力して授業を行うTT指導や習熟度別の学習を通して、学力の向上を図ってまいります。取組の第3は、「魅力ある先生づくり」であります。各学校においては、「わかる授業」を追求する校内研究が取り組まれておりますが、更に充実させ、授業力を高めるため、参観日や地域公開、研修講座や研究会などへの積極的な参加の促進、指導主事等外部講師の積極的な招聘などを進めてまいります。取り組みの第4は、「特別支援教育の充実」であります。本町における特別支援教育は、年々充実してきておりますが、多様な教育的ニーズが高まっていることもまた事実であります。校内における子どもたちの発達状況を的確に把握し、個別の指導計画に基づく「個」に応じた教育を進めてまいります。近年重視されている普通学級における特別な支援を必要とする子への対応として、本年度は、特別支援教育支援員を増員し配置を行ってまいります。重点の二つ目は、「豊かな心の育成」であります。取り組みの第1は、「豊かな人間関係をつくり出す言語活動の充実」であります。各学校での読書活動を一層充実させること、授業の中で学ぶ力を育てるものとして言語活動の充実を図り、言葉を通して人を理解して、人と関わり主体的に社会を構成しようとする意志と力を育てることが大切であります。そのために本年度も引き続き学校図書の実施と、町民センター図書室図書の学校への大量貸出しを行うとともに、全校一斉読書の時間の設定等、各教科における言語活動を位置付けた授業の展開を進めてまいります。また、音楽交歓会や学校における文化的諸行事などを通して、豊かな心やコミュニケーション能力を高めていくよう、各学校での工夫を促してまいります。取り組みの第2は、「豊かな心と確かな生き方を確立する道徳教育の充実」であります。規範意識や倫理感を育て、豊かな心を育

むためには、学校・家庭・地域が一体となって道德教育を推進していくことが重要であります。そのため、各学校における道德の時間の充実を図るとともに、参観日などでの道德の授業公開や、講師として地域人材を積極的に活用するとともに、文部科学省で作成配布している「心のノート」の活用を促進してまいります。取り組みの第3は、「豊かなつながりを創り出す生徒指導の充実」であります。生徒指導は、児童・生徒への深い理解と、強い信頼関係の上に成り立つものであります。好ましい人間関係づくりを進めるとともに、児童・生徒が主体的にいじめ根絶に向けた取り組みを促進することや、携帯電話などの正しい利用方法についての指導が求められております。そのため学校と保護者、校種間の連携により、共通で一貫した指導ができる条件づくりを進めてまいります。重点の三つ目は、「健やかな体の育成」であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であるとも言われております。そのため取り組みの第1は、「体力・運動能力向上の取り組みの充実」であります。銀山小学校では、北海道教育委員会が行っている「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、更に多様な運動や競技会などへの参加の促進に努めるとともに、各学校における運動・体力・健康の課題に積極的に対応するよう連携を図ってまいります。取り組みの第2は、「食に関する指導の充実」であります。仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的・系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。各学校においては、保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進などを一体となって進めていくことが大切であります。そのため、栄養教諭を中心に自ら健康管理ができる力を育てていくよう、食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大切なことと考え、「果実の里」にふさわしい果物等の地場産品の活用と安全で栄養豊かな給食の提供にも努めてまいります。取り組みの第3は、「食中毒予防・感染症対策と薬物乱用防止教育の充実」であります。平成23年に発生した道内での学校給食による食中毒を機に、食中毒防止のための衛生管理の徹底や、インフルエンザなどの感染症予防対策の充実が重要課題となっております。適切な情報提供に努め、学校・家庭と連携した予防対策を進めてまいります。また、関係機関と連携した薬物乱用防止教育も進めてまいります。更に「8020運動」、これ注釈入っておりませんが、8020運動とは、80歳になっても20本以上の自分の歯を持つこと、保つことという運動であります、この運動に見られるように、健康な歯を守る意識が高まっていることから、現在、銀山・大江の両へき地保育所で実施しているフッ化物洗口の取り組みを踏まえ、ほけん課と連携した専門家による教職員や保護者への事業説明会を開催し、今後の小・中学校におけるフッ化物洗口の実施について検討を進めてまいります。重点の四つ目は、「信頼される学校づくり」であります。これまでの本町における取り組みを更に進めるため、第1に「学校教育の質の向上を目指す評価・改善の充実」を図ってまいります。各学校の学校評価が、信頼される学校づくりに結びつくよう、結果や改善の方法などについての公開性・透明性を高め、学校の説明責任を果たし、学校と家庭とが改革へのパートナーとして、その関係強化が図られるよう努めてまいります。取り組みの第2は、「教職員の資質向上による信頼性の向上」であります。管内では、教職員の酒気帯び運転やスピード違反、職務専念義務違反などにより、学校や教職員に対する厳しい批判が寄せられ、教職員の法令遵守の意識の向上と教職員の資質向上は、喫緊の課題となっております。本町においては、学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取り組みの促進や、モラルの確立と不祥事の未然防止の徹底など、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」をつくり出すことを重点に取り組みを進めてまいります。取り組みの第3は、「居心地のよい学舎づくり

の推進」であります。子どもたちが学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければなりません。年数とともに補修が必要となってきたことから、各学校における継続的な安全点検と計画的な営繕を実施してまいります。本年度は、仁木小学校フェンス取替工事、仁木中学校グランド暗渠試掘を実施し、快適な学習・生活への環境整備を進めてまいります。重点の五つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。東日本大震災後、全国的に防災の意識が高まっていることから、各学校における災害対応マニュアルの整備や、津波を想定した避難訓練の実施など、防災教育の充実を図ってまいります。また、児童生徒の安全を確保するための施策も講じてまいります。具体的な取り組みの第1として、「生命の尊さ、安全に行動する習慣を身につける教育の充実」に努めてまいります。

学校における安全教育の徹底や防災教育の充実、危機対応能力を育てる指導の充実、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実が極めて重要であります。そのため、各学校での安全教育計画の見直しと具体的な実行体制確立のための支援を教育委員会としても進めてまいります。また、迅速な対応を図るため、学校と教育委員会、警察などの関係機関との情報共有を進めてまいります。取り組みの第2は、「子どもの安全を保障する体制の確立」であります。これまで以上に危機意識を共有し、学校と家庭、関係機関などと連携した指導体制の確立を進めてまいります。また、児童生徒の安全な登下校を保障していくためのスクールバス運行や「子ども110番協力の家」の依頼、公用車への防犯ステッカーの装着を継続してまいります。更に、今日的な課題として、携帯電話やネットトラブル、ネットいじめ等を未然に防ぐための指導体制の充実に取り組んでまいります。以上、学校教育について5つの重点と具体的な取組方向について説明いたしました。

続きまして、社会教育についてご説明申し上げます。社会教育については、4つの重点を定めました。重点の一つ目は、「第7期仁木町社会教育中期計画1年次目の事業推進」であります。「読書習慣の定着」、「子どもの体験活動の充実」及び「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組を進めます。読書習慣の定着は、早い時期からの取り組みが必要であり、今年度も乳幼児健診の機会を活用して、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。子どもの体験活動の充実につきましては、従来の事業に「自然観察会」や「冬の外遊び教室」を加え、子どもたちに1年を通して継続的に様々な体験をさせる「子ども体験塾」を事業化し、参加促進を図ってまいります。また、「仁木町女性のつどい」、「やすらぎ大学」、「地区学級」及び「地域の各種イベント」などの活動を支援し、町民の活動参画機会の拡充を図ってまいります。重点の二つ目は、「文化活動の推進」であります。「文化的な活動の支援」と「文化財の保護・活用」の2つを中心に取組を進めてまいります。地域に根差した文化活動の充実を図るため、文化連盟や郷土芸能団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾などの関係団体と協力して舞台芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。文化財の保護活用につきましては、引き続き町内の文化財の調査・保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、学習教材として活用することにより、文化財を理解し親しみ、保護していこうという意識の啓発に努めてまいります。重点の三つ目は、「スポーツ活動の推進・充実」であります。近年、子どもたちの体力・運動能力の低下や健康増進のためのスポーツが話題となっております。「町民皆スポーツ」を目指し、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進と各種スポーツ大会情報等の提供、体育協会・スポーツ少年団・銀山総合型地域スポーツク

ラブなどの活動支援による各種事業の充実と、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室を開催するなど、スポーツ活動を通じての世代間の交流も図ってまいります。重点の四つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。本町では、町民センターと図書室が多くの町民皆様並びに管内の諸会議などに利用されております。また、仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場などの体育施設も町内外から多くの方に利用されております。町民センターにつきましては、町民の交流の場であり、生涯学習の拠点的施設として適切な管理運営に努め、一層の利用拡大に努めてまいります。図書室につきましては、引き続き計画的な図書の購入・蔵書の整備を進め、読書環境の整備を図り、子どもからお年寄りまで町民の皆様の「心やすらぐ空間」としての学習機能の充実を図るとともに、「行きたい」「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。また、より多くの町民の皆様に利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放の継続を行ってまいります。また、仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として適切な管理運営に努め、一層の利用拡大に努めてまいります。

以上、平成25年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。幼児からお年寄りまで、すべての町民が「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。町民の皆様の積極的な参画と、町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。『平成25年度仁木町教育行政執行方針』といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）以上で、『平成25年度仁木町行政と予算案の大綱』、『平成25年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時43分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

お諮りします。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。したがって、本日は、これで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。なお、次回開催は、3月8日金曜日、午前9時30分より開会しますので出席願います。本日のご審議、ご苦労様でした。

散 会 午後 2時44分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

副 議 長

議 長

署名議員

署名議員

平成25年第1回仁木町議会定例会（1日目）議決結果表

会 期 平成25年3月7日～3月18日（12日間）

1日目 平成25年3月7日（木曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時44分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長の選挙	H25.3.7	当 選 (山下敏二)
選挙第2号	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H25.3.7	当 選 (山下敏二)
選挙第3号	北後志消防組合議会議員の選挙	H25.3.7	当 選 (山下敏二)
選挙第4号	北後志衛生施設組合議会議員の選挙	H25.3.7	当 選 (山下敏二)
議案第1号	平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	H25.3.7	原案可決
議案第2号	平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H25.3.7	原案可決
議案第3号	平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	H25.3.7	原案可決